

Title	R・エマースン著 『政治的近代化と一党体制』
Sub Title	R. Emerson : Political modernization : the single-party system, 1963-64
Author	小田, 英郎(Oda, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.2 (1966. 2) ,p.114- 117
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660215-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

使つて、ナショナルリズムが内蔵している可能性について全米洲的スケールでの貴重な前例を開くことになつた。このメキシコ革命こそ、全米洲に対してラディカルな積極性ある先駆的な意義をもつものであり、アメリカ合衆国の経済的膨脹という歴史的事実に劣らぬウエイトを現代の世界史においても示すものである。

本書の第二章以下の状況内容を論及するにさいして、著者が再三にわたつて繰り返した「第三の道」は、じつにこのメキシコ革命という決定的事実とその至大な価値を見出ししているからにはかならない。

四 本書がスペイン歴史哲学界を代表する秀れた著作であることについてはすでに定評があるが、確かにその緻密な論法といい、また事実認定の正確さといい、筆者のごとき浅学非才な者の批判を許さぬほどの厳しさが漲つている。このことはとかく安易な方向に走る傾向をもつ米国のラテン・アメリカ研究書とは、格段の差を示すところでもあろう。ただし、文体の流麗さ——それは訳者をさぞ困惑させたことであろうが——の故か、とかく難解な部分が多い。脚註が附せられていないのはどのような理由によるものか、研究書としては大きなマイナスである。

最後に翻訳について一言すると、本書が全体的に難解なことは重々察しうるところであるが、原文に忠実を期したことがかえつて難解さを増したのではあるまいか。脚註が欠けていることでもあり、ブリティヴな事項にのみ捉われぬ訳註の配慮が望ましかつた。また、単なるミス・プリントのみならず、欠漏があることは、せつか

くの名著を扱うにしては疎漏の感を免れない。

とはいへ、わが国におけるラテン・アメリカ研究の現況を省とぎ、訳者らが本書をはじめて邦訳の形で紹介し、この研究分野のために貢献した功績のほどはきわめて大きい。さきの暴言を謝して今後の精進を心から願うものである。(賀川俊彦)

Rupert Emerson:

Political Modernization:

The Single-Party System

A Publication of University of Denver, Monograph
No. 1, 1963—64, 30 pp.

R・エマーソン著

『政治的近代化と一党体制』

一 本書は標題の示すとおり、政治的近代化と一党体制の関係を論じた小冊子である。著者エマーソンはハーバード大学教授(政治学)であり、主著としては From Empire to Nation: The Rise to Self-Assertion of Asian and African Peoples (Harvard University Press, 1960) がある。本書はもともと一九六三年九月に開かれたデンバー大学社会科学研究所主催による新生諸国問題のセミナーにエマーソン教授がペーパーとして提出したものを、後に同研究所が

「世界問題モノグラフ・シリーズ」第一号（一九六三—六四年）として出版したものである。したがって量的にもすくなく、問題がかならずしも深くほりさげられてはいない。しかし一応問題点は指摘されており、その意味では一読にあたいするものをもつていえるといえよう。それでは、以下、簡単に論旨をたどつてみる。

二 冒頭、著者は、近代化（政治的近代化に限らず）の問題が過去八〇年におよぶ帝国主義支配によつて胚胎されたと指摘する。すなわち、この時期に少数の西欧諸国が他の世界を圧倒することによつて巨大な富と権力を手に入れたという事実が、逆に、圧倒された諸地域に対して、これら帝国主義諸国と同等の水準に追いつく必要性を感取させる役割をはたした——これがそもそも、近代化への起動力だといっているのである。

しかし、こうした近代化への起動力が実際に活動しはじめるのは、独立を予定した自治への訓練があたえられるようになるいわゆる後見的植民地支配の時代を迎えてからであるから、極く近年にいたつてである。したがつて、これら諸地域は、極めて短期間の準備しかなしえないうちに、独立を迎え、みずからの足でたち、あるくことを要求されるわけである（一—三頁）。現在こうした諸國を形容するのに、emerging とし、backward とし、underdeveloped といい、あるいはまた developing というが、意味するところはみな同じであつて、結局は、植民地支配と伝統的社会制度を脱却し、過去二、三世紀のうちに西欧で形成された近代性 modernity を目指

して飛躍する途上にあることには変りがないのである（三—四頁）。こうした議論の運びをみると、著者が近代化を西欧化と同一視しているかのごとくであるが、そうではない。著者は、西欧がみずからの価値と制度を他の諸國民に無理に押しつけ、それを受けいれない他の國民に劣等者のレッテルをはるようなことは、傲慢な西欧的パロキアリズムである、という前提にたつて、近代化を近代化、たらしめるものは、（帝国主義的性格を脱した）西欧諸國と実質的に同じような流儀で、生活し、思考し、生産し、組織する能力である、と主張するのである（四—五頁）。

著者は近代化一般をこのように認識しながら、次いで政治的近代化の概念を摸索する。現在、効果的な政治・行政体制の存在は経済開発の前提条件であることがますますはつきりしてきたために、政治的近代化は、他の側面の近代化におとらず強く要求されているが、それにもかかわらず、政治的近代化の意味内容やその客観的評価の基準は、極めて把握しにくい。ひとつには、それは、一応の目安に西欧的基準をもつてきても、その西欧的基準自体が簡単に確定できないものだからである。政治構造という角度から接近しても特定のモデルを抽出しえないし、もつと狭く憲法をとつても問題は解決しない。ことにこうした制度的側面に基準をおけば、旧宗主國の諸制度を継受している新生諸國は高度に近代化していることになつてしまふであらう。しかし、政治的近代化の程度を決定するものは明らかに、こうした制度をささえる「政治行動」だからである（五—七頁）。

かくて著者は、積極的に政治的近代化の概念規定をおこなうことをさげ、近代的政治体制がもつ五つの特徴を挙げるにとどまるのである。すなわち、(1)政治的指導部は適度に強固な決定を迅速におこなうよう組織されていなければならない。(2)主として業績と能力にもとづいて選抜されかつ命令に服従すると考えられる人物を構成員にもつ、合理的で健全な官庁がなければならぬ。(3)政府の財政問題がただしく規制され、かつ政治的、行政的責任者の個人的な財政問題ときりはなされていなければならない。(4)公正な裁判をおこなう司法部がなければならぬ。(5)政府の法令は少くとも原則的には全国にいきわたらなければならない——というのがそれである(七—八頁)。しかし、こうした条件をそなえているからといって、それだけで政治的近代化が保証されるわけではない。それ以外に、対内的には法と秩序の維持、対外的には国家の自己確認と自己保全とが最少限にして不可欠の条件となるのである(八頁)。

このように著者は「政治的近代化」概念の周囲を手ざぐりめぐつたのち、新生諸国一般が当面している困難さを列挙する。たとえば、政府が担っている近代化のための役割が決定的な大きさをもっているとき、旧植民地官吏の退去などで、近代化のエキスパートが圧倒的に不足しているという事実がある。また、政府歳入の不足が開発計画の実践化を阻害するといった事実も見がせない(九—一〇頁)。部族的、宗教的、言語的多様性が国民の一体感の達成をしただがつて統一を、阻害していることも重大な問題である(一一頁)。住民が比較的同質性に富んだ地域では、独立の達成は内的統合を促

進するが、住民が多様である地域では、独立の達成とともに分裂の傾向が顕在化する。権力をひきつぐものはどの集団か？ 新国家はどの人種、どの部族、どの宗教の利益をもつとも考慮するか？ といった問題をめぐつて、たとえばアルジェリア、南ローデシア、旧インド、セイロン、ガーナ、ケニア、ギアナ(旧英領)等々ではげしい内部的対立が生じたことは、周知のとおりである(一二—一三頁)。——こう論じてきて著者は、これら新生諸国の将来は極めて漠たるものであるが、それでもデモクラシーを軸として分析すれば、その方向性はある程度つかめる、と指摘するのである。

著者によると、西欧型デモクラシーは主張の多様性、批判の自由な表明を不可欠の要素とする。"If there is no opposition, there is no democracy,"というジュニングスの言葉に、それはもつともよく表わされている。こうした西欧型デモクラシーは、制度的には当然複数政党制を現出する。ところが、これに対して、大部分の新生国家は、たとえばスカルノのガイデッド・デモクラシーに典型的にみられるような後見的デモクラシーを採用しており、反対党の存在は許容されない。それはひとつには、エリートとマスのギャップが極めて大きいこと(二八頁)、多数者の権利に力点を置きすぎるために少数者を「お荷物」と考えがちになること(一九頁)、あるいはまた、セク・トゥーレやニエレレの主張にみられるように「階級対立の産物である多数政党制は、アフリカのような無階級社会には不必要だ」といった認識(二二頁)、またおなじくニエレレの「アフリカでは政党は外部の勢力から全国民の利益と希望を守るために存

在する」といつた認識（二二頁）などによるものである。またカストロのように、西欧型の議会制や多数政党制は、先進諸国に追いつくまでの段階では「ゼイタク品」であつて、そんなものを導入する余裕はない——のちに、先進国に追いついたら、それらをもつだけの余裕もできるであろう、という評価の仕方もある（二三頁）。

実際、新生諸国が担つているものとも急を要する任務は、個人の自由や少数者の自由の尊重ではなく、社会意志の急速な実現である。そのためには多数政党制よりも一党体制の方が効果的な装置になりうることは否定できない。結局、一党体制は、原理的には乏しい力の分散を防ぐためのものとして、それなりの正当性をもつているのである（二四頁）。また、国民的連帯を達成する手段としても有効であり、したがつてその意味での正当性をもつていることも首肯しなければならぬであろう（二五頁）。こうした一党体制はデモクラシーに対してどういふ関係にたつてあろうか。それは、エニレ流にいえば、「単一の政党があつて、しかもその政党が国民全体と一体化しているところでは、おのおの社会の一部を代表する二つあるいはそれ以上の政党があるところよりも、デモクラシーの基礎は強固である」ということになる（二八頁）。

以上のごとき考察にもとづいて、著者は、国民のあいだに分裂的傾向が存在し、そのために近代化の前提としての統一を確保しなければならぬ新生諸国の場合には、一党体制は明らかかな長所をもつている、という積極的な評価をあたえている（二九頁）。

三 いわゆる政治的近代化の問題および一党体制の問題は、近時、政治学者、地域研究者のまゝに提出された重要なテーマである。このうち政治的近代化の問題は比較的短期間のうちに少なからぬ数の研究者によつて論及されてはいるものの、いまだに明確に把握されるにいたつていない極めてポレミクな主題である。やや印象論的ない方をすれば、それはたとへば経済的近代化の場合のようによくつかのインデックスを拾い、それを土台として数量化をおこなうことによつてその度合を測定するといった方法をもつてしては、こなしきれぬ問題であろう。それは一種の「サイエンス・フィクション」になり終るのではなからうか。そうではなくて、たとへ大味ではあつても、一種の文明的接近方法をもつてした方が、より効果的であるように思われるのである。その意味で、筆者は、エマースン教授の政治的近代化論に期待していたのであるが、ここで展開された議論はかならずしも近代化の問題をすどく解剖しえたとは思われない。また、近代化の問題と一党体制の問題の有機的關係も、十分明確にされてはなかつたきらいがある。ただ、前述のごとく、一応の問題点を整理する意味では、本書は十分その役をたしえたと思われるのである。（一九六五、一二二七 小田英郎）